

委 託 仕 様 書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 令和5年度福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校校舎管理業務委託
- (2) 委託場所
- ア 名称 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校
- イ 所在地 福島県双葉郡広野町中央台1丁目6番地3
- ウ 床面積 14146.76㎡
- (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務目的 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（以下、「甲」という。）の校舎管理について、その機能を常に最善の状態に維持し、また、当公所の効率的な業務運営を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により管理業務を行う。なお、この仕様書は作業の大要を示すものであるが、甲が庁舎管理上特に必要と認めた軽微な作業については、本書に定められていない事項についても、契約金の範囲内において実施するものとする。

2 建築物環境衛生管理業務

- (1) 受注業者（以下、「乙」という。）は、派遣する管理技術者1名を決めたときは、管理技術者氏名を発注者に通知するものとする。
- (2) 業務内容
- ア 管理技術者は、甲の指定する職員と協議の上、次の事項の実施にあたるものとする。
- 管理義務の立案
維持管理業務の全般的な監督
環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施と報告
- イ 管理する範囲
福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校校舎内
- ウ 管理技術者の派遣を要する日
月1日
- エ 管理技術者は環境衛生上の維持管理が建築物衛生管理基準に従って行われるようにするため、必要があると認めるときは、甲に対し意見を述べること。
- オ 管理技術者は、維持管理業務（ビル管理業務）に従事したときは、ビル管理点検日誌を作成して、甲に提出すること。
- カ 乙は、派遣する管理技術者の変更がある場合には、甲に対して速やかに変更届を提出すること。なお、変更にあたっては十分な引継ぎを行い、業務遂行に支障をきたさ

ないようにしなければならない。

3 貯水槽清掃業務

(1) 管理する範囲

受水槽（ステンレス製パネル溶接型タンク、寸法：2.0×2.5×2.0H、設置場所：B棟1階機械室）

貯湯槽（1.0t 2基、設置場所：F棟地下1階食道内、H棟アリーナ2階シャワー室内）

貯湯槽（0.1t 2基、設置場所：G棟2階福祉準備室奥倉庫内、C棟1階外倉庫内）

(2) 定期清掃実施期間及び実施回数

契約期間中1回とし、甲の指示した日（2月もしくは3月実施想定）

(3) 水質検査

清掃後水道法に基づく水質検査を実施し、水槽内消毒記録と主に結果を報告する

(4) 実施の方法及び使用機材等管理技術者の指示による

4 ねずみ、昆虫等の駆除業務

(1) 管理する範囲

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校校舎内

(2) ねずみ、昆虫駆除実施時期及び実施回数

契約期間中2回とし甲の指示した日（6月もしくは7月に1回目、12月もしくは1月に2回目を想定）

(3) 実施の方法及び使用器材等

管理技術者の指示による

5 空気環境測定

(1) 管理する範囲

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校校舎内

(2) 空気環境測定の実施時期及び実施回数

契約期間中6回（奇数月）とし、甲の指示した日

(3) 実施の方法及び使用機材等

管理技術者の指示による

6 諸検査手数料

契約期間中各1回とし、甲の指示した日

(1) 第1回特定建築物飲料水水質検査

水質分析（28項目）

検査項目内訳（6月1日から9月30日の水温の高い時期に分析）

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素TOCの量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

(2) 第2回特定建築物飲料水水質検査

水質分析（11項目）※1回目を適合として

検査項目内訳（1回目の分析後6か月以内に分析）

一般細菌、大腸菌、pH値、味、臭気、色度、濁度、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素TOCの量）

7 共通事項

- (1) 作業実施にあたっては、常に傷病事故並びに火災等の事故が発生することのないよう十分注意すること。
- (2) 作業員は、委託した業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 作業員は、作業中に常に清潔なものを着用、腕章又は各人の名札をつけること。
- (4) 作業の実施にあたり、甲の建物の備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する者に連絡して、その指示に従うこと。
- (5) 乙は、業務の遂行に必要な限りにおいて、電気、水道を無償で使用することができる。
- (6) 作業が終了したときは、甲の指定する者の検査を受け、作業に不十分な箇所があったときは、職員の指示に従うこと。
- (7) 作業が終了したときは、報告書を作成し、甲に提出すること。
- (8) この委託契約期間後、新たな業者が校舎等の管理業務を請負うことになった場合、乙は自らの責任において新たな業者に業務の引継ぎをしなければならない。